

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入
に関する関係府省庁連絡会議の開催について（案）

〔令和 8 年 10 月 日〕
〔関係府省庁申合せ案〕

- 1 飲食料品に係る 2 年間の消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金制度が円滑に実施されるよう、各府省庁が連携して、消費税率の引下げに向けた所要の準備作業及び地方自治体とも連携した支援金制度の導入に向けた準備、国民、事業者、システムメーカー等に向けた広報活動を行い、その進捗状況を確認するとともに、消費税率の引下げの効果が的確に発現するよう、所要の環境整備、価格動向の把握等を行うため、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）

副議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局審議官兼内閣府大臣

官房所得に連動したきめ細かな給付制度準備室長

財務省主税局長

構成員 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

公正取引委員会事務局官房審議官（取引適正化）

公正取引委員会事務局経済取引局長

金融庁銀行・証券監督局長

消費者庁次長

デジタル庁統括官（戦略・組織グループ）

デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能グループ）

総務省自治行政局長

総務省自治財政局長

総務省自治税務局長

総務省統計局長

国税庁次長

厚生労働省政策統括官（総合政策、労使関係担当）

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

農林水産省大臣官房統計部長

農林水産省経営局長
経済産業省商務情報政策局長
経済産業省商務情報政策局商務・サービス審議官
中小企業庁次長

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、財務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 11 年 12 月 31 日をもって、その効力を失う。
- 2 今後、連絡会議の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催等に係る規程等は、同日をもって、その効力を失う。